

## 第5部 業務継続のための執務環境の確保

第5部で示す非常時優先業務に必要な物的業務資源の確保対策の中には、庁舎の耐震化や非常用電源の確保など多額の予算措置を要するもの及び全体的に取り組むべきものが多く含まれている。

しかしながら、これら対策の多くは地方局単独で実施していくことは困難であり、他の地方局と連携し、防災局等本庁関係部局が主体となって総合的・計画的に対策を講じるよう要請していく必要がある。

### 5.1 庁舎（執務室）

被害想定
<ul style="list-style-type: none"> <li>・宇和島庁舎、八幡浜庁舎ともに揺れによる倒壊等の恐れはないものの、宇和島庁舎は1階まで、八幡浜庁舎は2階まで、津波による浸水の可能性がある。</li> </ul>

#### 5.1.1 現状

宇和島庁舎は平成4年に、八幡浜庁舎は平成8年に建築されたものであり、昭和56年の建築基準法における耐震基準改定後の建築物である。

庁 舎	建築年・構造
宇和島庁舎	平成4年 鉄骨鉄筋コンクリート造地下1F地上8F
八幡浜庁舎	平成8年 鉄骨鉄筋コンクリート造地下1F地上8F

#### 5.1.2 南海トラフ巨大地震が発生した場合の庁舎の利用想定

南海トラフ巨大地震が発生した場合、次のとおり庁舎利用が想定される。

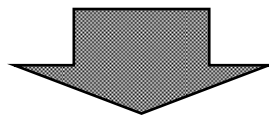
	宇和島庁舎	
	【発災直後から津波警報解除等まで】	【津波警報解除等により避難者退去後】
7階	○大会議室、第一・第二会議室を津波避難ビルの避難場所として開放。避難者の状況に応じて、予備室や講師控室を使用。	○大会議室を「南予地方本部会議室」等として使用。 ○第一・第二会議室を浸水により使用不能となった1階執務室の代替執務室として使用。 ○予備室や講師控室を他機関、他部局からの応援部隊の控室として使用。
6階	○会議室を宇和島海上保安部の代替庁舎として使用。【協定締結済】	○会議室を宇和島海上保安部の代替庁舎として使用。【協定締結済】
5階	○会議室を自衛隊連絡員待機場所として使用。	○会議室を自衛隊連絡員待機場所として使用。
4階	○「南予地方本部会議」「南予地方本部地方司令部」の場所として、総務県民課及び地域政策課執務室とする。	

3階		
2階		
1階	浸水想定	浸水想定
地下1階	浸水想定	浸水想定

八幡浜庁舎	
7階	○被災直後、大会議室を津波避難ビルとして開放 ○中会議室は、必要に応じて地方指令室で用途を指定して使用(他機関からの応援職員の執務室等)
6階	} ○空スペースを1・2階執務室の代替執務室として使用
5階	
4階	
3階	
2階	浸水想定
1階	浸水想定
地下1階	浸水想定

### 5.1.3 課題及び対策

<b>課題</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 二次災害を防止するため、速やかに庁舎の被災状況を確認し、使用の可否を判断する必要がある。</li> <li>・ 庁舎が使用不能となった場合、代替施設へ移転し業務を継続しなければならない。</li> <li>・ 宇和島庁舎及び八幡浜庁舎ともに、津波が到達すれば浸水した執務室・設備等は継続使用できない。</li> </ul>
-----------	--



<b>対策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 万一の場合に備え、代替の執務先を検討しておくとともに、国、市町等の官公庁や民間施設との「大規模災害時における施設の利用に関する協定」締結等についても検討する。</li> <li>・ 庁舎の被災状況を確認するためのチェックリストを作成する。</li> <li>・ 全ての庁舎で、代替施設へ移転する際の書類等、持ち出し品を特定しておく。</li> <li>・ 長期間のライフラインの途絶に備え、代替施設の候補及び業務継続に最低限必要な資源の確保について、具体的に検討しておく。</li> <li>・ 宇和島庁舎1階及び八幡浜庁舎1～2階の移転先を庁舎上階会議室等に事前に指定しておく。</li> </ul>
-----------	--

#### 5.1.4 発災時の対応

南海トラフ巨大地震が発生した場合は、次の手順により庁舎（執務室）を確保する。

##### 1 庁舎被災状況の確認

- ① 南予地方司令部総務班及び八幡浜地方司令室は、発災後速やかに庁舎の被災状況を確認し、使用の可否を判断する。立入禁止等の措置が必要な場合はその旨表示する。
- ② 被災建築物応急危険度判定が必要な場合は、判定士の資格を有する職員による判定結果を基に、庁舎の使用可否を判断するものとする。
- ③ 南予地方司令部総務班及び八幡浜地方司令室は、庁舎の被災状況及び庁舎利用上の注意点について、庁内に周知する。
- ④ 各部局幹事課は、所属の執務室の被災状況を取りまとめ、南予地方司令部総務班及び八幡浜地方司令室へ報告する。

##### 2 代替執務室（施設）への移転

- ① 南予地方司令部総務班及び八幡浜地方司令室は、庁舎の使用が不可能と判断した場合は、速やかに庁内職員に周知するとともに、代替施設への移動を指示する。
- ② 南予地方司令部総務班及び八幡浜地方司令室は、各部局から執務室の使用が不可能であるとの報告を受けた場合は、速やかに代替執務室を指定し、当該部局へ移動を指示する。
- ③ 移動の指示があった部局は、速やかに代替執務室（施設）へ移動し、非常時優先業務が再開できるよう対処する。
- ④ 津波により浸水したフロアの執務室は、直ちに指定した上階の会議室等へ移転し、業務を再開する。
- ⑤ 八幡浜支局にあっては、勤務時間内に津波警報・大津波警報が発令された場合は、庁舎1・2階執務室のあらかじめ指定された重要物品の代替執務室への移設を開始する。

##### <代替執務室に必要な業務資源>

- ①会議室等（業務スペース）
- ②机・椅子
- ③パソコン・プリンター（庁内LANと接続）
- ④電話・FAX・コピー機 など

#### 5.1.5 宇和島庁舎及び八幡浜庁舎の代替施設の選定

##### （1）南予地方本部

- ① 宇和島庁舎が被災等により使用できない場合は、愛媛県歴史文化博物館、西予土木事務所、その他の公共施設、民間施設の順で代替施設を検討する。
- ② ただし、津波被害等で宇和島庁舎の一部執務室が使用できない場合であっても、庁舎の健全性が確認でき、防災通信機器の継続使用が可能な場合は、引き続き4階総務県民課及び地域政策課執務室又は7階大会議室に南予地方本部を置くこととする。  
なお、火災の発生等により職員の安全確保が困難と判断される場合は直ちに移転する。

## (2) 八幡浜支部

- ① 八幡浜庁舎が被災等により使用できない場合は、愛媛県歴史文化博物館、西予土木事務所、その他の公共施設、民間施設の順で代替施設を検討する。
- ② ただし、津波被害等で八幡浜庁舎の一部執務室が使用できない場合であっても、4階フロアの使用が可能であって、防災通信機器の継続使用が可能な場合は、引き続き4階フロアに八幡浜支部を置くこととする。

なお、火災の発生等により職員の安全確保が困難と判断される場合は直ちに移転する。

## (3) 対策班

- ① 平常時の執務室とするが、揺れや津波の被害で執務室の使用が困難となった場合は、使用可能な庁舎内会議室等を代替執務室とする。この場合の執務室の調整は南予地方司令部総務班及び八幡浜地方司令室で行う。
- ② 庁舎が被災により使用できない場合は、愛媛県歴史文化博物館、西予土木事務所、その他の公共施設、民間施設の順で代替施設を検討する。

なお、建設部においては、津波到達までに参集が不可能な職員は、須賀川ダム管理事務所を代替施設とすることとしており、また、八幡浜土木事務所においては、庁舎被災時の代替施設として、西宇和農業協同組合（①本店4階役員会議室、②神山支店2階ホール）と協定を締結している。さらに、大洲土木事務所においては、庁舎被災時の代替施設として、四国地方整備局大洲河川国道事務所と協定を締結している。（なお、四国地方整備局が使用できない期間は、八幡浜支局を代替施設とする。）

- ③ 南予地方局及び八幡浜支局に勤務している職員には松山地域に居住している職員が多いことから、松山地域居住の参集不可能な職員については、県庁本庁舎を参集場所とし、各対策班は発災当初の指揮命令系統等体制に混乱を招かないよう必要に応じ、通信連絡方法等について予め検討し、所属職員に周知しておく。

## (4) その他

- ① 庁舎が被災により継続使用ができない場合は、別途定める連絡網により所属職員に対し周知する。
- ② 代替施設の選定に当たっては、施設の位置、活動スペースの広さ、電力、通信手段、ライフライン等業務資源の確保の可否について考慮する。

## 5.2 電力

### 被害想定

- ・ 発災後24時間は外部からの電源供給はないと想定（短時間で復旧又は停電しないことも想定される）。

### 5.2.1 現状

#### ①宇和島庁舎

- ・ 被災により外部からの電源供給がストップした場合には、非常用発電設備が直ちに起動し電源を供給することとなる。非常用発電設備は、消火栓・泡消防ポンプ、消防設備、非常灯、地下車両用リフト、中央エレベータ2基、揚水ポンプなどに電力を供給する庁舎用非常用発電機及び、防災通信システムに電力を供給する防災用非常用発電機がある。
- ・ 各執務室の天井照明は、庁舎用非常用発電機から電力が供給される一部のみ点灯。
- ・ 各執務室の庁内LAN端末、コピー機等OA機器類については、庁舎用非常用発電機から電力が供給される一部のコンセント（赤い丸シールを貼付）から給電されるもののみ使用可能。
- ・ 庁舎用非常用発電機（非常用電源建屋に設置）及び防災用非常用発電機（庁舎屋上に設置）ともに、3日間程度の稼働期間を想定している。

#### <庁舎用非常用発電機による電力供給場所>

	供給される照明灯	供給されるコンセント
7階	大会議室	大会議室の一部
6階	教育事務所、電話交換所	教育事務所、電話交換所の一部
5階	農業振興課	農業振興課の一部
4階	総務県民課、地域政策課	総務県民課、地域政策課の一部
3階	管理課、建設企画課、道路課	管理課、建設企画課、道路課の一部
2階	企画課、試験室	企画課、試験室、印刷室の一部
1階	浸水想定	浸水想定
地下1階	浸水想定	浸水想定

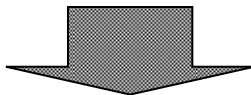
※2階以上のトイレ及び更衣室は点灯

#### ②八幡浜庁舎

- ・ 被災により外部からの電源供給がストップした場合には、非常用発電設備が直ちに起動し電源を供給することとなる。非常用発電設備は、消火栓・泡消防ポンプ、消防設備、非常灯、中央エレベータ1基、車両用リフトなどに電力を供給する庁舎用非常用発電機及び、防災通信システムに電力を供給する防災用非常用発電機がある。
- ・ 庁舎用非常用発電機から供給される非常用電源は一部の執務室でしか確保されていないため、庁内LAN端末、コピー機等OA機器類が使用できない。
- ・ 庁舎用非常用発電機（非常用電源建屋に設置）及び防災用非常用発電機（庁舎屋上に設置）ともに、3日間程度の稼働期間を想定している。

## 5.2.2 課題及び対策

課題	<ul style="list-style-type: none"><li>・非常用電源が一部の執務室にしか供給されないため、停電時には庁内LAN等の情報システムやコピー機等の電気機器類を一部しか使用できず、業務執行上の大きな支障となる。</li><li>・長時間の停電に備え、非常用発電設備が稼働できるだけの燃料を確保する必要がある。</li></ul>
----	--



対策	<ul style="list-style-type: none"><li>・被災時に早期の電力復旧を図るため、電気事業者や電気設備工事業者との連絡体制を確保しておく。</li><li>・必要最低限の事務機器等を使用するための非常用電源の確保対策として、事前に可搬型発電機を配備しておく。</li><li>・非常用発電設備用燃料の備蓄に備えるほか、緊急時には、優先的に業者から燃料供給を受けられるよう事前に協議しておく。</li><li>・各階執務室におけるコンセント及び照明の拡充を図る。</li></ul>
----	---

## 5.2.3 発災時の対応

南海トラフ巨大地震が発生した場合は、次の対応手順により電源を確保する。

- ① 南予地方司令部総務班及び八幡浜地方指令室は停電の優先的な復旧等について電気事業者及び電気設備事業者に要請する。
- ② 南予地方司令部総務班及び八幡浜地方指令室は、停電による非常用設備及び防災通信システム等の使用停止を回避するため、非常用発電設備及び携帯型非常用発電機の燃料補給体制を整える。

## 5.3 上下水道

### 被害想定

- ・発災後10日程度は、外部からの給水なし。
- ・発災後相当期間は、下水道が使用できない。

#### 5.3.1 現状

##### ①宇和島庁舎

- ・発災直後は漏水、破断等による二次災害を防止するため、給排水管の健全性が確認できるまでは、上下水道ともに使用できない。
- ・断水時には、通常の使用量であれば1日間程度は、上水道について、高架水槽の残留水による継続給水が可能。
- ・庁舎が浸水した場合には、受水槽が汚染し、洗浄が必要となるとともに、ポンプも故障することが想定される。
- ・宇和島市の下水処理場は津波対策が講じられておらず、機械設備が被害を受けた場合は再開に時間を要する。

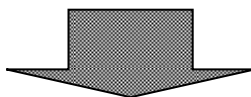
##### ②八幡浜庁舎

- ・発災直後は漏水、破断等による二次災害を防止するため、給排水管の健全性が確認できるまでは、上下水道ともに使用できない。
- ・断水時には、通常の使用量であれば1日間程度は、上水道について、高架水槽の残留水による継続給水が可能。
- ・庁舎が浸水した場合には、受水槽が汚染し、洗浄が必要となるとともに、ポンプも故障することが想定される。
- ・下水道は、八幡浜市公共下水道の浸水等により機能停止となるため、公共下水や電力が回復するまで使用できない。

#### 5.3.2 課題及び対策

##### 課題

- ・発災後は、給排水管の健全性が確認できるまでは上下水道を使用できないため、早期の使用再開のための対策が必要である。
- ・庁舎が浸水した場合には、受水槽の洗浄とポンプの復旧が必要である。



##### 対策

- ・給排水管の被災状況を確認するためのチェックリストを作成する。
- ・飲料水及び簡易トイレの必要量を備蓄等により確保する。
- ・トイレが不足する場合には、事業者等にレンタルトイレの確保等を依頼する。
- ・浸水時に早期に復旧できるよう、業者との連絡体制を確保しておく。

### 5.3.3 発災時の対応

南海トラフ巨大地震が発生した場合は、次の対応手順により上下水道の早期再開に努めるなど飲料水やトイレを確保する。

- ① 南予地方司令部総務班及び八幡浜地方司令室は、漏水による二次災害を防止するため、発災直後から給排水管の安全性が確保されるまでは、給排水を停止し、その旨庁内に周知するとともに、発災後速やかに給排水管の被災状況を確認し、早期に給排水を再開するよう措置を講じることとする。
- ② 非常用発電設備からの電力供給により取水が可能な状況であっても、飲料水としての使用については、保健所の水質検査受検後とする。
- ③ 貯水槽の貯留水を少しでも長く持たせるため、職員は可能な限り節水に努めることとする。
- ④ 断水の間は、災害発生時の職員の初動対応用として各庁舎に備蓄している簡易トイレを使用する。なお、トイレが不足する場合には、事業者等にレンタルトイレの確保等を依頼する。
- ⑤ 津波により受水槽等が浸水した場合には、受水槽、ポンプ等の早期復旧に努める。



## 5.4 執務室内

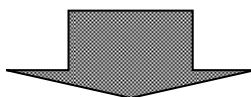
被害想定	
	・ロッカー、キャビネット転倒、机上のパソコン等の落下及び書類等の散乱が発生すると想定。

### 5.4.1 現状

執務室内のロッカー・キャビネットの転倒、窓ガラスの飛散、天井パネルの剥離、机上のパソコン等の落下及び書類等の散乱が発生すると、それらの整理に多くの人数と時間を要するとともに、パソコンやプリンタなどのOA機器類は、物的被害により使用できる数量が限られてくることとなる。

### 5.4.2 課題及び対策

課題	<ul style="list-style-type: none"><li>・勤務時間中に発災した場合は、ロッカー等の転倒、窓ガラスの飛散、天井パネルの剥離等により職員が負傷し、業務遂行に必要な人員が確保できない恐れがある。</li><li>・発災直後は、散乱した書類等の整理に追われ、業務への着手が遅延し、迅速な業務執行の妨げとなる。</li><li>・執務室のロッカー等の転倒等防止対策、窓ガラスの飛散防止対策、天井パネルの剥離防止等の実施率を向上させる必要がある。</li></ul>
----	---



対策	<ul style="list-style-type: none"><li>・ロッカー等の転倒、ガラスの飛散、天井パネルの剥離やパソコンの落下等の被害防止対策を実施する。</li><li>・ロッカーの上など、高所に書類や荷物等を置かないよう徹底する。</li></ul>
----	---

### 5.4.3 発災時の対応

南海トラフ巨大地震が発生した場合は、次の対応手順により執務環境を整え、活動スペースを確保する。

- ① 執務室に参集した職員は、非常時優先業務の開始（再開）に支障を生じないように片付けを行い、執務環境を整える。
- ② 必要に応じて南予地方司令部総務班あるいは八幡浜地方司令室に連絡し、職員の応援や資機材の提供を要請する。
- ③ 各部の幹事課は、部内執務室の被災状況を取りまとめ、南予地方司令部総務班あるいは八幡浜地方司令室へ報告する。
- ④ 南予地方司令部総務班あるいは八幡浜地方司令室は、会議室や共用スペース等の片付けを行う。

### 5.4.4 その他

夜間に発災し、停電により室内照明が確保されない場合に備え、暗い中でも片付け等が行えるよう、簡易照明（懐中電灯等）の備蓄に努めるとともに、平常時から職員間で保管場所を共有しておく。また、職員は登庁時に懐中電灯を持参するよう呼び掛ける。

## 5.5 エレベータ

### 被害想定

- ・発災直後、エレベータは最寄りの階に着床し、停電時には利用できなくなると想定。

#### 5.5.1 現状

##### ①宇和島庁舎

- ・エレベータは庁舎中央に2基、西寄りに1基設置しているが、地震等により停電した場合、3基とも最寄りの階に強制的に着床し、自動でドアが開くよう設定されている。また、中央エレベータ2基には非常用電源が供給されているものの、保守点検業者が安全確認後、再起動させるまで運転することができない。なお、西寄りの1基には非常用電源は供給されていない。
- ・車両用リフトには非常用電源が供給されており、停電時にも使用可能。
- ・庁舎が浸水した場合でも、エレベータの箱が浸からなければ故障しない。

##### ②八幡浜庁舎

- ・エレベータは庁舎中央に2基、西寄りに1基設置しているが、地震等により停電した場合、3基とも最寄りの階に強制的に着床し、自動でドアが開くよう設定されている。また、中央右側1基には非常用電源が供給されているものの、保守点検業者が安全確認後、再起動させるまで運転することができない。なお、西寄りの1基、中央左側の1基には非常用電源が供給されていない。
- ・車両用リフトには非常用電源が供給されており、停電時にも使用可能。
- ・庁舎が浸水した場合でも、エレベータの箱が浸からなければ故障しない。

#### 5.5.2 課題及び対策

##### 課題

- ・エレベータの運転再開は、点検業者による安全確認の後となり、使用再開には時間を要する。



##### 対策

- ・被災時に迅速な対応が可能となるよう、保守点検業者との連絡体制を確保しておく。
- ・職員又は来庁者の閉じ込めへの迅速な対応ができるよう訓練等を実施する。

#### 5.5.3 発災時の対応

南海トラフ巨大地震が発生した場合は、次の対応手順によりエレベータの被災等に対応する。

- ① 南予地方司令部総務班あるいは八幡浜地方司令室は、エレベータの管制状況について確認を行う。
- ② 職員又は来庁者の閉じ込めがあった場合は、迅速な救出に努めるとともに、救出目処等の情報提供を適切に行うなど、閉じ込め者の不安解消に努める。
- ③ 南予地方司令部総務班あるいは八幡浜地方司令室は、保守点検業者に対し、優先的な点検・復旧を要請し、早期の運転再開に努める。
- ④ 点検の結果、エレベータの使用制限を行う必要があると判断した場合は、その旨、庁舎内に周知する。

## 5.6 食料・飲料水等の備蓄等

被害想定
<ul style="list-style-type: none"> <li>・食料、飲料水の必要量が増大し、災害対応職員用の物資が不足すると想定。</li> <li>・発災後10日程度は外部からの給水がないと想定（上下水道被害想定）。</li> <li>・発災後1週間程度は下水道が使用できない想定（上下水道被害想定）。</li> </ul>

### 5.6.1 現状

#### ①食料・飲料水等

「危機発生時の職員行動基準」では、職員に対し、登庁時に食料及び飲料水の持参も求めているが、勤務時間内に発災した場合には、食料等の確保が困難となることや、食料・飲料水の必要量が増大し、災害対応職員用の物資確保が困難になると想定されることから、南予地方局、八幡浜支局においては、災害時における職員用の食料、飲料水（346名×3日分）を毎年5分の1ずつ備蓄・更新している。

#### ②簡易トイレ

トイレの使用については、上下水道施設の再開・復旧を待つしかなく、断水時には混乱することとなるほか、発災直後は断水如何に関わらず、給排水管の健全性が確認されるまでは使用停止となるため、災害対策本部の業務に従事する職員の初動対応物資として、ポータブルトイレ及びトイレ用消耗品を、宇和島庁舎は本館7階に、八幡浜庁舎は庁舎4階にそれぞれ備蓄している。

#### ③文房具等オフィス用品

全ての庁舎において、コピー用紙や文具等オフィス用品については、各所属である程度の在庫は確保されている。

### 5.6.2 課題及び対策

課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コピー用紙及び文具類等消耗品については、急な発災に備え一定の在庫品を確保しておく必要がある。</li> <li>・発災直後や完全断水となった場合は、トイレなど上下水道施設を使用できない。</li> <li>・コピー機等機械類の故障に対する迅速な対応が必要である。</li> </ul>
----	--



対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日頃から、必要な用品類等をリストアップし保有状況を把握しておくとともに、常時必要量を確保しておく。</li> <li>・職員用の食料・飲料水（3日分）、簡易トイレ等を備蓄しているほか、ノコギリ等の救出機材、救急箱、懐中電灯等の必要量についても備蓄する。</li> <li>・庁舎内の自動販売機、売店の事業者に対し、災害時の食料や飲料水の優先的提供について、協定の締結等も含めて検討しておく。</li> <li>・職員は自宅や勤務先での食料及び飲料水の備蓄に努める。</li> <li>・コピー機等の機器類の保守点検チェック体制を確立する。</li> </ul>
----	--

### 5.6.3 発災時の対応

- ① 南予地方司令部総務班及び八幡浜地方司令室は、備蓄している食料及び飲料水を配分するとともに、簡易トイレの準備等を行うものとする。
- ② 執務室へ参集した職員は、コピー機等機器類の使用の可否について確認し、南予地方司令部総務班及び八幡浜地方司令室へ報告する。
- ③ 南予地方司令部総務班及び八幡浜地方司令室は、コピー機の破損等の状況を把握するとともに、必要に応じ保守点検業者に保守要員の派遣要請を行う。

## 5.7 空調・ガス

被害想定
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 宇和島庁舎のガスは発災後相当期間、外部からの供給が無い。空調もガス供給再開まで使用することは出来ない。</li><li>・ 八幡浜庁舎の空調は復電するまで使用することはできない。ガスは影響なし。</li></ul>

### 5.7.1 現状

#### ①宇和島庁舎

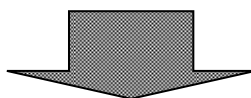
- ・ 空調設備の熱源に都市ガスを利用し、設備の起動には電力が必要であるため、ガスと電気の供給が再開するまでは使用できない。
- ・ 庁舎の浸水により、空調設備も故障する。
- ・ 7階大会議室及びO Aルームは個別空調となっており、復電すれば使用可能となる。
- ・ 保健所系統も個別空調となっているが、庁舎が浸水した場合には使用不能となる。

#### ②八幡浜庁舎

- ・ 空調設備の熱源にA重油を利用しており、庁舎の浸水により重油タンク、空調設備も浸水し、使用できなくなる。
- ・ 復旧には設備の交換、清掃を要するため長期間を要する。
- ・ なお、3階・4階O A室、4階会議室、7階中会議室及び大会議室は個別空調となっているため、復電すれば使用可能となる。

### 5.7.2 課題及び対策

課題	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 復旧には設備の交換、清掃を要するため長期間を要する。</li></ul>
----	--



対策	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 被災時に迅速な対応が可能となるよう、保守点検業者との連絡体制を確保しておく。</li><li>・ ガス・空調が被災した場合のチェックリストを作成する。</li></ul>
----	---

### 5.7.3 発災時の対応

南海トラフ巨大地震が発生した場合は、次の対応手順により空調・ガスの被災等に対応する。

- ① 空調・ガスの被害状況について確認を行う。
- ② 保守点検業者に対し、優先的な点検・復旧を要請し、早期の運転再開に努める。
- ③ なお、点検の結果、空調の使用制限を行う場合は、その旨、庁舎内に周知する。

## 5.8 公用車

### 被害想定

宇和島庁舎及び八幡浜庁舎ともに津波による浸水被害を受け公用車が使用できなくなると想定。

#### 5.8.1 現状

##### ①宇和島庁舎（R5.3.22現在）

- ・四輪車61台の公用車を所有している。
- ・津波が庁舎まで到達した場合、全車が使用できなくなる。
- ・車両用リフトに非常用電源が供給されているものの、地震による自動停止後はエレベータ業者が安全確認後、再起動させるまで運転することができず、地下駐車場保管の24台は退避できない。

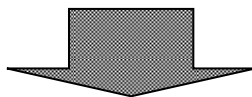
##### ②八幡浜庁舎（R5.3.22現在）

- ・四輪車51台の公用車を所有している。
- ・津波が庁舎まで到達した場合、全車が使用できなくなる。
- ・車両用リフトに非常用電源が供給されているものの、地震による自動停止後はエレベータ業者が安全確認後、再起動させるまで運転することができず、地下駐車場保管の17台は退避できない。

#### 5.8.2 課題及び対策

##### 課題

- ・公用車不足により、公用車が必要な現地調査等の非常時優先業務の遂行に支障を来す恐れがある。



##### 対策

- ・災害応急対策や非常時優先業務に必要な公用車のうち地下駐車場以外の車両については、津波被害を防止するため、住民避難の妨げにならない範囲で、発災後直ちに高台等（八幡浜庁舎においては近隣の市営立体駐車場等の高所）に退避させる。ただし、道路等が被災しておらず、通行が確保できる場合に限る。
- ・発災後に非常時優先業務の遂行に支障が出ないように、必要に応じ各庁舎・所属間で公用車の台数調整を行う。

#### 5.8.3 発災時の対応

南海トラフ巨大地震が発生した場合は、次の対応手順により執務環境を整え、公用車の確保に努める。

- ① 公用車所管課は、公用車の被災状況を取りまとめ、南予地方司令部総務班及び八幡浜地方司令室へ報告する。
- ② 南予地方司令部総務班及び八幡浜地方司令室は、一般車両について、必要に応じ各庁舎・所属間での台数調整を行うとともに、それでも台数が不足する場合には、県本部に調達を求めるものとする。
- ③ 一般車両以外の車両については、各対策班が県本部の各対策部等を通じて調整・調達するものとする。

#### 5.8.4 その他

津波が庁舎まで到達しない場合のほか、大規模災害の発生に備え、公用車へのこまめな満タン給油を行う。

(公用車所管課で、給油に関するルールをあらかじめ決めておく。)

### 5.9 情報システム

被害想定
<ul style="list-style-type: none"> <li>・発災直後は情報システムが使用できないと想定。</li> <li>・情報システムの使用は復電半日程度後から順次使用可能となると想定。</li> </ul> <p>※非常用電源設備から電力供給が受けられるものは、発災直後から順次使用可能。</p>

#### 5.9.1 現状

全庁的な業務を取り扱っている主な情報システムとしては、庁内LANシステムや県庁と地方局等を商用回線で結んだ広域通信網の愛媛情報スーパーハイウェイ及び財務会計のオンライン処理などを行っている大型電子計算機がある。

庁内LANシステムについては、平成24年度に更新を行い、非常用電源設備が充実し堅牢な民間データセンターにサーバを集中配置するなどして耐災害性を確保した。また、庁内LANネットワークや愛媛情報スーパーハイウェイの通信機器等を設置しているNOC室及び大型電子計算機を設置している大型電子計算機室について、平成26年度に設置された非常用電源設備により、停電時も電力供給がなされることとなった。

しかし、非常用電源が確保されていない情報システムが一部残っているほか、端末機や、端末機と情報システムとの間のネットワーク経路上の通信機器について非常用電源が確保されていない場合も、停電時には情報システムが利用できないこととなる。

また、物理被害による故障、断線等や、緊急停止を行ったものについてはデータ障害も想定され、この場合、情報システムの復旧には時間を要する。

なお、ICT（情報通信技術）に係る業務継続計画として、平成25年度に「愛媛県ICT分野の業務継続計画（「愛媛県ICT-BCP」という。以下同じ。）を策定し、非常時においても情報システムを用いた適正かつ迅速な業務が執行できるようにするための具体化された全庁共通方針が別途定められている。

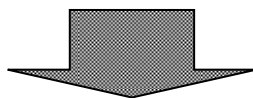
#### 【庁内LAN等情報システム復旧目標時間：県庁側】

システム名	システムの概要	発災後からの復旧目標時間
庁内LANシステム		
庁内LANネットワーク	各庁舎内に張り巡らされた全庁共通のLAN配線と愛媛情報スーパーハイウェイ等を活用し庁舎間を接続した庁内の通信網であり、インターネット及びLGWAN（国・全国の自治体同士を接続する閉域通信網のこと。以下同じ。）とも接続されているネットワーク	12時間後
県ホームページ	県から住民等に対して情報発信するための重要な広報手段の一つとなっている機能	

<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員向けポータル機能</li> <li>・グループウェア機能</li> <li>・文書管理・電子決裁機能</li> <li>・予算編成支援機能</li> <li>・会議室予約機能</li> </ul>	全職員・全所属に提供する全庁共通機能であり、庁内回覧板、電子メール、全庁掲示板、スケジュール管理、文書管理・電子決裁、予算編成支援、会議室予約等、各種の業務処理を行うための機能	24 時間後
公関係・庁内系の庁内クラウド設備 (各所属管理の仮想サーバの稼働環境の提供)	情報政策課が各所属向けに提供しているサーバ統合基盤であり、各所属が庁内LANネットワーク上で個別にサーバを設置していた業務サーバを仮想サーバ方式で稼働させる環境を提供するための設備	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイドキュメント</li> <li>・所属ドキュメント (ファイルサービス)</li> </ul>	全職員・全所属に提供する全庁共通機能であり、本人や所属職員のみがアクセス可能なほか、データバックアップが自動でなされる保護されたデータ保存領域	36 時間後
愛媛情報スーパーハイウェイ	本庁、地方局・支局、各土木事務所を商用回線で結んだ広域通信網であり、庁舎間を接続するためのネットワーク	6 時間後
大型電子計算機 (汎用機)	財務会計や県税に関するオンライン処理業務、給与、県債償還、奨学資金などの業務を電算処理するための設備	6 時間後
財務会計オンライン	公金の支出・収入手続き等	24 時間後 (各端末)
県税オンライン	県税の課税、収納手続き等	

### 5.9.2 課題及び対策

課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報システムは、「非常時優先業務を効率的に実施するために必要不可欠な業務基盤である。」との認識のもと、可能な限り被災による情報通信システムの停止を回避し、また、被災により情報通信システムが停止した場合においても、速やかに復旧し業務再開できるよう初動対応の具体的手順を確立するなど、情報システムを所管する各課(「情報システム管理課」という。以下同じ。)において、必要となる対策を施す必要がある。</li> <li>・停電した時は、非常用電源が確保されていない情報システムや、情報システムの非常用電源が確保されていても、端末機及びネットワーク経路上の通信機器について非常用電源が確保されていないものは利用できないため、業務執行上の大きな障害となる。</li> <li>・財務会計(公営企業財務会計を含む)オンラインが停止した場合に備え、支払の遅延や緊急払い等に対応できるよう手処理による支払手続きの検討が必要である。</li> <li>・非常用電源が確保されていない各庁舎のサーバ及び愛媛情報スーパーハイウェイの機器等は、停電状態が続いていれば、県庁の中央サーバ等が復旧した後でも当該システムを復旧させることはできない。</li> <li>・非常用電源が確保されていない執務室では、当該システム復旧後においても停電状態が続いていれば、当該システムを復旧させることができない。</li> <li>・一般電源が復旧し、停電が解消されても、パソコン等に物的被害がある場合は、使用することができない。</li> <li>・津波により庁舎が浸水し、電力供給設備等に被害が発生した場合には、周辺地域が復電した後も庁舎内の電源供給が長期に渡り行えず、情報システム自身が稼働可能な状況であっても、当該システムを使用することができない。</li> </ul>
----	--



<b>対 策</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・「愛媛県 ICT-BCP」に基づいた、情報システムの物理的・技術的・人的対策を徹底する。</li><li>・非常用電源が確保されていない情報システムについて、NOC室や民間データセンターに設置する等して、非常用電源を確保する。</li><li>・非常用電源が確保されていない端末機及びネットワーク経路上の通信機器について、非常用電源を確保する。</li><li>・宇和島庁舎、八幡浜庁舎ともに、庁舎周辺に津波浸水があったとしても、復電次第、速やかに必要な電源供給を各執務室等に行えるよう、浸水階以下の関係設備（電力引込み部、配電盤、非常用発電機等）について、浸水対策として高所移設を実施している。（令和2年3月）</li><li>・公金の支払いなど特に発災後2日以内に着手しなければならない非常時優先業務については、パソコン、プリンタ等を利用しない手作業等による代替方法及び手作業等の処理内容のシステムへの取り込み方法も決めておく。</li><li>・非常時優先業務に関わるものなど、共有すべき重要なデータについては複数職員での共有化を図る。（外部記憶装置による必要最小限データのバックアップ及び共有の検討）</li><li>・システムの保守点検業者に対して、発災後の早期参集体制の確立を要請するとともに、発災時の保守点検を優先的に確保できるよう、契約内容を見直すなど、情報システム復旧の迅速化対策を講じる。</li><li>・パソコンや機器類等の転倒防止対策を講じ、物的被害を抑える。</li></ul>
----------------	--

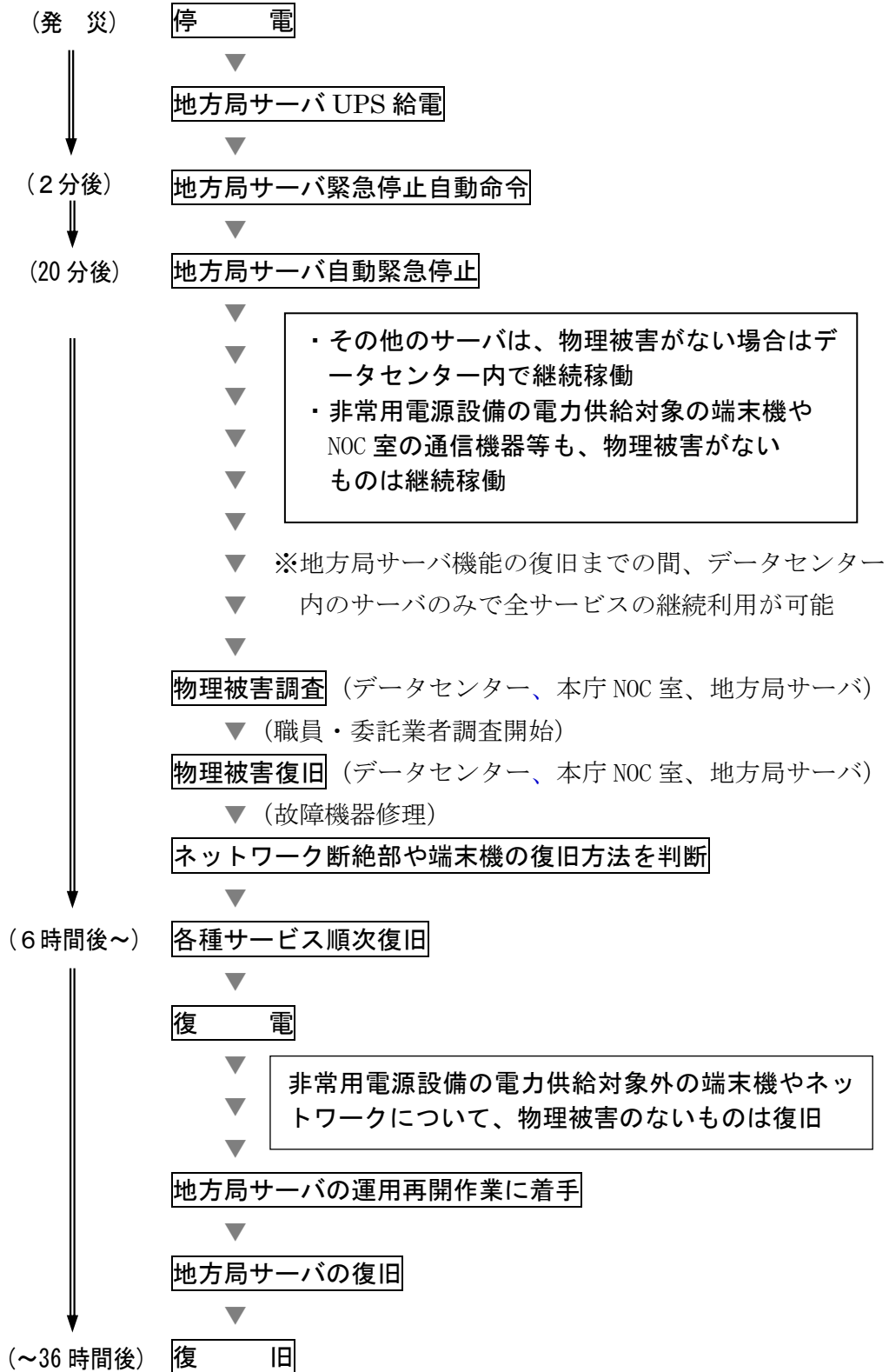
### 5.9.3 発災時の対応手順

南海トラフ巨大地震が発生した場合は、次の対応手順により情報システムの早期復旧を図る。

<p><b>○県庁側</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 発災後、登庁した情報システム管理課職員は、情報システム機器の物的損壊の確認を行うとともに、保守点検業者に保守要員の派遣要請を行う。</li><li>② 情報システム管理課は、あらかじめ作成した復旧手順マニュアルに基づき、迅速なシステムの復旧を図る。</li><li>③ 情報システム管理課は、システムの被災状況及び復旧見込みについて、災害対策本部に適宜報告するとともに、庁内に周知する。</li></ol> <p><b>○地方局側</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 発災後、登庁した職員は、情報システム機器等の物的被害の確認を行い、各庁舎の情報システム担当課に報告する。</li><li>② 各庁舎の情報システム担当課は、情報システム機器等の物的被害状況を、県庁の情報システム管理課並びに南予地方司令部総務班あるいは八幡浜地方司令室に報告する。</li><li>③ 南予地方司令部総務班及び八幡浜地方司令室は、情報システムの被災状況及び復旧見込みについて、災害対策本部へ適宜確認する。</li></ol>
--



## 庁内 LAN システム復旧イメージ



## 5.10 通信(電話・FAX・電子メール等)

### 被害想定

- ・ 一般電話は、発災後1週間程度は輻輳によりつながりにくいと想定。
- ・ 庁内LANが復旧するまで電子メールによる通信はできないと想定。

### 5.10.1 現状

#### ①電話回線

##### (宇和島庁舎)

- ・ 電話交換機(蓄電設備あり)は、停電時には非常用発電設備からの電力供給はなく、蓄電池が消耗すると、外線、内線ともに使用できなくなる。ただし、4階総務県民課及び1階警備員室に設置の2台については、使用可能。
- ・ 災害時にも輻輳(回線が混み合いつながりにくくなる状態)の影響を受けにくく、発信が可能となる災害時優先電話を一定数確保している。
- ・ 防災対策室には、災害時優先電話に加え、防災通信システム回線を収容しているFAX1台を所有しており、防災通信システムからの非常用電源の供給を受けることとなるため、停電時等の有効な通信方法となり得る。
- ・ 電子メールの使用は庁内LANの復旧を待つこととなる。

##### (八幡浜庁舎)

- ・ 電話交換設備(蓄電設備あり)は、停電時も庁舎用非常用発電設備から電力供給され使用可能であるが、非常用発電設備による給電停止後、蓄電池が消耗すれば交換機機能もストップする。
- ・ 電力を必要としない直通電話30回線等を確保しているが、このうち一定数については、輻輳の影響を受けにくい災害時優先電話となっている。
- ・ 総務県民室には、災害時優先電話に加え、防災通信システム回線を収容しているFAX1台を所有しており、防災通信システムからの非常用電源の供給を受けることとなるため、停電時等の有効な通信方法となり得る。
- ・ 総務県民室には、災害時優先電話の携帯電話1台も配備している。
- ・ 電子メールの使用は庁内LANの復旧を待つこととなる。

#### ②防災通信システム

県では、災害時に県と県内市町等との情報伝達・収集手段を確保するため、地上系と衛星系の防災通信システムを整備しており、県庁からの一斉通報、電話、気象データ・災害映像配信等の機能を有している。

地上系：ブロードバンドによる有線通信と全県移動局による無線通信  
衛星系：地域衛星通信ネットワーク、衛星インターネット、衛星携帯電話による衛星通信

停電時にも対応できるよう、地上系及び衛星系専用の非常用発電設備による非常用電源を確保しており、発災直後から県庁・地方局、市町、消防等の防災関係機関への双方向の電話、FAX等での連絡は可能である。

#### ③衛星携帯電話

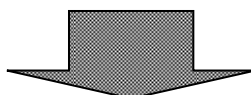
防災対策室、総務県民室及び各土木事務所等には、それぞれ衛星携帯電話が配備されており、南海トラフ巨大地震等が発生した場合に、管内市町に派遣される災害時情報収集職員(リエゾン)用の衛星携帯電話各1台が配備されている。

#### ④衛星回線

総務県民課（宇和島庁舎）及び総務県民室（八幡浜庁舎）には、衛星インターネット端末が各1台設置されており、インターネットの利用が可能である。

#### 5.10.2 課題及び対策

<b>課 題</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 民間への連絡発信は、輻輳の影響を受けない災害時優先電話を使用することとなるが、回線数が限られているため、災害時優先電話設置場所の周知や使用方法について検討。</li><li>・ 停電時には防災通信システム以外のFAXや庁内LANを利用した電子メールや回覧板による通信手段の確保が不可能となる。</li></ul>
----------------	--



<b>対 策</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 執務室設置のFAXや庁内LAN等情報システムを継続運用させるため非常用電源を確保する。</li><li>・ 災害に強い通信手段の多重化及び回線の絶対数を確保する（電話、メール（インターネット）、FAX機能）。</li><li>・ 通信事業者に対して、災害時における優先的な復旧を要請する。</li><li>・ 防災通信システムの回線数を増加する。</li></ul>
----------------	---

#### 5.10.3 その他

発災時には停電や電話の輻輳により、通信手段が制約される中でも、次のとおり継続して使用可能な通信連絡方法により、関係機関との連携を図りながら情報収集活動等の災害対策業務に取り組んでいかねばならない。

- ① FAXは非常用電源が設置されている執務室のものが引き続き使用可能であるが、台数に限りがあることから使用は必要最小限となる。
- ② 民間団体など外部への連絡は、関係各課に割り当てられている災害時優先電話（発信の場合に輻輳の影響を受けない）を使用する。
- ③ 必要に応じ輻輳の影響を受けにくい携帯電話メールや携帯無線機も活用する。
- ④ 被害状況等の県民等への広報については、庁内LANが復旧するまでホームページによることはできないため、報道機関や市町と連携を図りながら対応する。

## 5.11 来庁者への対応

被害想定
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 勤務時間中に地震が発生した場合、来庁者の負傷や帰宅困難者が出る可能性がある。</li><li>・ 勤務時間外であっても、庁舎外（庁舎付近）の帰宅困難者が庁舎内に流入する可能性がある。</li><li>・ 宇和島庁舎と八幡浜庁舎は、津波避難ビルに指定されており、住民が避難してくることが予想される。</li></ul>

### 【来庁者への対応方針】

#### ① 避難場所の指定

来庁者用の避難場所は、各庁舎7階の会議室等とするが、被災により同所が使用できないなど状況に応じて非常時優先業務の妨げにならないよう、南予地方司令部総務班及び八幡浜地方司令室は、速やかに庁舎内に来庁者用の避難場所を指定し、庁内に周知する。

#### ② 来庁者の誘導

来庁者については、非常時優先業務の妨げにならないよう、一旦庁舎内の指定した避難場所に誘導し、庁舎周辺の安全が確認された後に、庁舎外への移動を案内する。

#### ③ 帰宅困難者への対応

庁舎外（庁舎付近）の帰宅困難者については、原則、近隣の避難場所へ移動するよう勧めることとするが、近隣の被災状況等から受け入れる場合には、庁舎内に指定した避難場所に一時誘導し、庁舎周辺の安全が確認された後、庁舎外への移動を案内する。

#### ④ 負傷者への対応

負傷者の付近に居合わせた職員は、移動させることが困難な負傷者や急病人については、救急・救命措置、応急手当など必要な措置を速やかに行うものとし、医療機関による手当てが必要とされる負傷者や急病人については、医療機関への引き渡しを行う。

#### ⑤ 津波避難ビルとしての対応

宇和島庁舎は宇和島市から、また、八幡浜庁舎は八幡浜市から津波避難ビルに指定されており、津波発生時には多くの近隣住民が庁舎に避難してくることが予想される。一方、災害対応拠点としての役割も併せ持っているため、避難住民への対応は非常時優先業務の執行の妨げとならない範囲で、両市と連携しながら対応していく必要がある。

#### （避難場所）

- ・ 住民の避難場所は、宇和島庁舎が7階大会議室、第一・第二会議室、避難者等の状況に応じて、予備室や講師控室とし、八幡浜庁舎は7階大会議室とする。

#### （避難誘導員の指名）

- ・ 避難住民を避難場所にスムーズに誘導するため、事前に避難住民誘導員（以下「誘導員」という。）指名する。

#### （誘導方法）

#### 【勤務時間内】

- ・ 南予地方司令部総務班及び八幡浜地方司令室は、発災後直ちに宇和島庁舎は7階大会議室、第一・第二会議室、八幡浜庁舎は7階大会議室を開錠する。

- ・大津波警報が発表された場合は、各階に所属する誘導員のうち、1名は1階玄関・ロビーで、1名は所属階の西側階段付近で待機し、誘導業務に従事する。（八幡浜支局にあっては、津波警報・大津波警報が発表された場合は、あらかじめ指定された誘導員が、指示者の指示に従い1階E Vホール、東西出入口付近ほかで待機し、誘導業務に従事する。）業務従事に当たってはエレベーターが使用できないことを呼び掛ける。

#### 【勤務時間外】

- ・大津波・津波警報が発表された場合（八幡浜支局にあっては津波警報が発表された場合も含む）は、避難住民を受け入れるため、南予地方司令部総務班及び八幡浜地方司令室（総務班及び八幡浜地方司令室が到着していない場合は地震発生時の緊急配備要員）は警備員と連携の上、玄関ほか、宇和島庁舎は7階大会議室、第一・第二会議室、八幡浜庁舎は7階大会議室を開錠する。
- ・総務班及び八幡浜地方司令室（総務班及び八幡浜地方司令室が到着していない場合は地震発生時の緊急配備要員）は、避難住民を7階会議室等へ誘導する。
- ・総務班及び八幡浜地方司令室は、避難住民への対応のため、非常時優先業務の執行が困難と判断した場合は、避難住民への対応について直ちに宇和島市及び八幡浜市へ応援要請を行う。

#### 【庁舎周辺の指定避難所】

##### ①宇和島庁舎

###### ○指定避難所

- ・パフィオうわじま（宇和島市鶴島町8-3）
- ・市立和霊小学校（宇和島市伊吹町甲111番地）
- ・闘牛場（宇和島市和霊町496番地2）

##### ②八幡浜庁舎

###### ○指定避難所

- ・市立愛宕中学校（八幡浜市愛宕335-1）
- ・市立愛宕保育所（八幡浜市愛宕山487-3）

## 5.12 業務資源確保の発災時の対応

業務を継続していく上で必要な資源を確保するための発災時の対応を時系列に示すと次のとおり。

時間経過	対応手順	
発災直後	<p><b>○勤務時間内に発災した場合</b></p> <p><b>◇職員・来庁者の負傷者対応・避難誘導</b>            →職員・来庁者等の負傷・閉じ込めを救助し、応急措置。            →火災発生や庁舎倒壊の危険がある場合は屋外へ避難。余裕のある場合に限り、重要データ等を持ち出す。            →屋外への避難の必要がない場合は、来庁者を7階大会議室等へ一旦誘導し、周辺の安全確認後に庁舎外への移動を案内。</p> <p><b>◇火災への対応</b>            →火災があれば、119番通報するとともに、庁舎管理課の指示に基づき可能な限り消火活動を行う。</p> <p><b>◇公用車の退避</b>            →津波被害を逃れるため、住民避難の妨げにならない範囲で公用車を高所へ退避させる。</p> <p><b>◇地震（津波）情報の収集伝達及び避難</b>            →南予地方司令部総務班及び八幡浜地方司令室は、地震（津波）情報を収集し、庁内に伝達。必要に応じ、庁舎上階への避難を指示。</p> <p><b>◇津波避難ビルとしての避難住民の受入れ</b>            →南予地方司令部総務班及び八幡浜地方司令室は、玄関及び7階大会議室等を開錠、避難誘導を行う。</p>	
	発災直後 ～ 数時間	<p><b>◇庁舎等の被災状況確認及び二次災害の防止</b>            →南予地方司令部総務班及び八幡浜地方司令室は速やかに庁舎等の被災状況を確認し、二次災害を防止するため、庁舎等の利用上の注意点等について庁内に周知。            →各所属は執務室の被災状況について、幹事課を通じて南予地方司令部総務班及び八幡浜地方司令室へ報告。            →給排水管の安全確認までトイレ使用不能のため、使用不可の旨を周知。</p> <p><b>◇執務室及び会議室等の片付け</b>            →執務室を片付け、執務スペースを確保。            →南予地方司令部総務班及び八幡浜地方司令室の指示に基づき、会議室等共用スペースを片付け。</p> <p><b>◇庁内LAN等情報システム及びコピー機等機械類の被災状況の確認</b>            →速やかに被災状況を確認するとともに、使用困難な場合は保守点検要員の確保又は確保依頼のための報告を速やかに行い、早期の復旧を図る。</p>
数時間 ～ 1日		<p><b>◇代替執務室への移転</b>            →庁舎の被災状況確認後、執務室の使用が困難と判断された場合は、南予地方司令部総務班及び八幡浜地方司令室は代替執務室を指定し、該当部局へ移転を指示。            →代替執務室への移転を指示された部局は速やかに移転し、業務を再開。</p> <p><b>◇電力の確保</b>            →非常用発電設備の継続使用を可能とするため、補給燃料を確保。            →状況により、電気事業者及び電気設備業者へ電力の優先的な復旧等について要請。</p>

	<p><b>◇食料及び飲料水等の確保</b> →南予地方本部及び八幡浜地方司令室は、職員用の備蓄食料・飲料水等を配分。</p> <p><b>◇簡易トイレ等の準備</b> →南予地方本部及び八幡浜地方司令室は、職員用の備蓄簡易トイレを準備 →トイレが不足する場合には、業者等に対し、レンタルトイレの確保等を依頼。</p>
<p><b>発災直後 ～2日</b></p>	<p><b>◇庁内LAN等情報システムの復旧</b> →復電後から保守点検要員による復旧作業が開始され、機能別に順次復旧 →情報システム担当課は、復旧状況について、南予地方司令部総務班あるいは八幡浜地方司令室へ報告するとともに、庁内へ周知</p>
<p><b>12時間後 ～3日</b></p>	<p><b>◇エレベータ等の復旧</b> →復電後から保守点検要員による復旧作業が開始され、機能別に順次復旧。</p> <p><b>◇使用不能機能の代替措置の検討</b> →浸水等により復旧に相当期間を要する機能について、代替措置を検討。</p> <p><b>◇可搬式発電機の起動準備</b> →非常用発電設備の燃料切れによる停止に備え、可搬式発電機の起動準備を行う。</p>